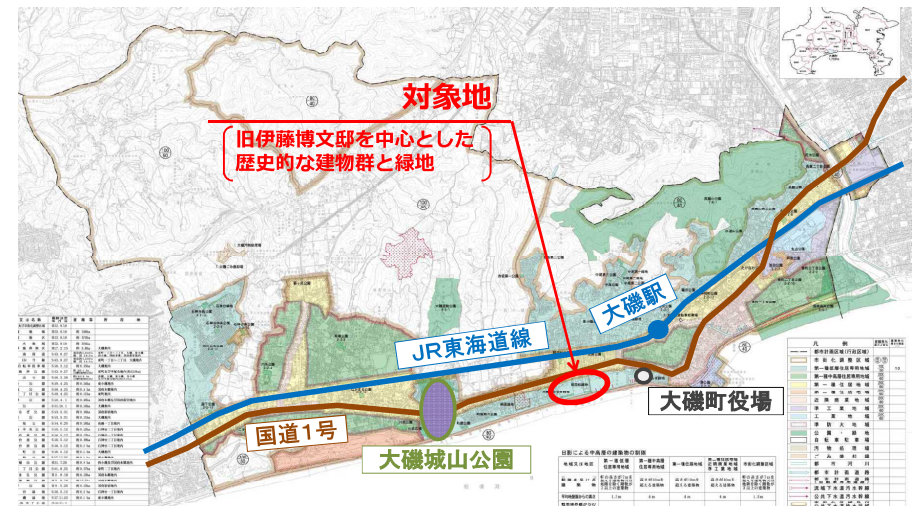


大磯都市計画 原案説明会 〔大磯都市計画公園の変更（明治記念大磯邸園）〕



大磯町都市建設部都市計画課

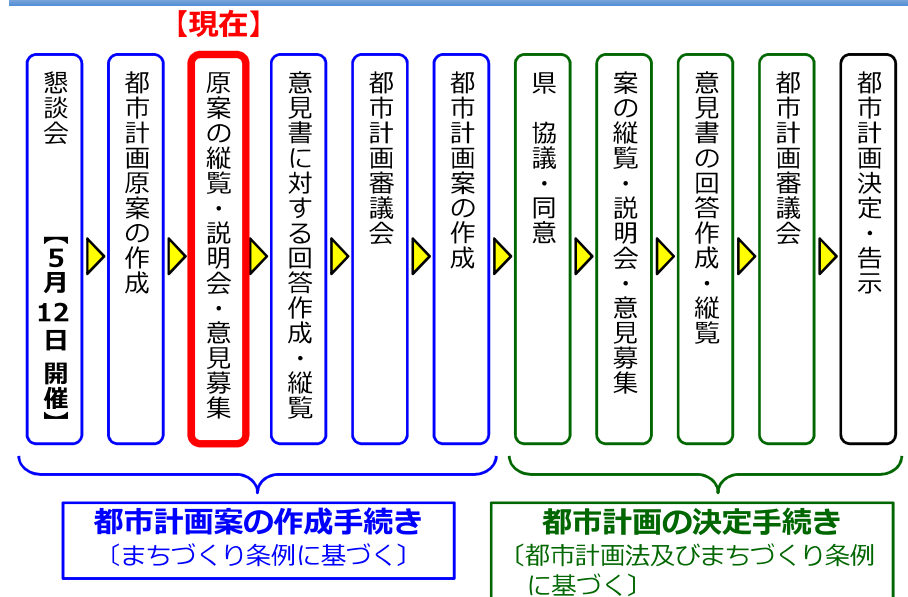
計画対象地について



計画対象地について



説明会の位置付け



本日の説明内容

1 明治記念大磯邸園について

2 都市計画の原案について

- (1) 都市計画を定める者と定める目的
- (2) 都市計画に定める理由
- (3) 都市計画に定める事項
- (4) 今後の手続きについて

3 明治記念大磯邸園の整備に係る検討状況

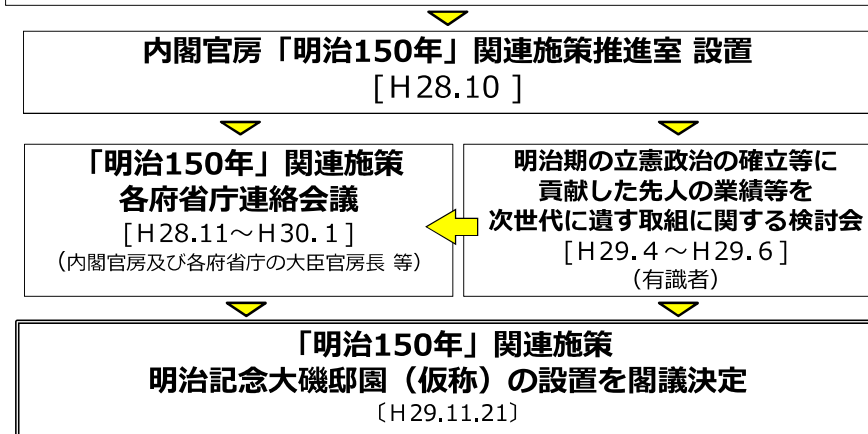
- (1) 明治記念大磯邸園 整備の流れ
- (2) 基本計画の策定スケジュール
- (3) 基本計画の検討状況

5

1 明治記念大磯邸園について

明治150年をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識することは、大変重要

⇒「明治150年」に向けた関連施策を推進



6

1 明治記念大磯邸園について

平成29年11月21日

「明治150年」関連施策の一環として、国と地方公共団体との連携のもと、神奈川県大磯町において、旧伊藤博文邸等を中心とする建物群及び緑地を「**明治記念大磯邸園(仮称)**」として整備し、歴史的な建物群等の一体的な保存・活用を図る。



7

1 明治記念大磯邸園について

■「明治記念大磯邸園」の範囲



8

本日の説明内容

1 明治記念大磯邸園について

2 都市計画の原案について

- (1) 都市計画を定める者と定める目的
- (2) 都市計画に定める理由
- (3) 都市計画に定める事項
- (4) 今後の手続きについて

3 明治記念大磯邸園の整備に係る検討状況

- (1) 明治記念大磯邸園 整備の流れ
- (2) 基本計画の策定スケジュール
- (3) 基本計画の検討状況

9

2 (1) 都市計画を定める者と定める目的

■ 都市計画を定める者（都市計画法 第15条）

- 都市計画は、内容や規模に応じて、都道府県または市町村が定める。
- 10ha未満の公園・緑地・広場などは、市町村が定める。

■ 都市計画に定める目的

- 都市施設を整備する区域や内容を明示することにより、長期的視点に立って、計画的かつ着実に都市整備目標の実現を図る。
- 計画が実施されるまでの間、事業の遂行に支障をきたす建築行為などの行為を制限する。
- 必要な施設の配置規模などの計画内容に関する情報を広く町民等の皆様に提示する。

10

2 (2) 都市計画に定める理由

■ 『理由書』の要旨

○ 大磯町まちづくり計画における位置付け

- ・ 歴史的価値のある建造物等について、保存と活用に向けた支援や取組みの展開を図る。
- ・ 当該地を含む「小滝海岸松林地区」を重点地区に設定し、海岸線松林の維持・保全や歴史的建造物の保存・活用などに重点的に取り組む。

○ 当該地の現状

- ・ 当該地には、歴史的建物や庭園が現存し、特別緑地保全地区とともに良好な環境を形成している。

⇒ これらの歴史的建物や庭園とその周辺の緑地を一体的に保存するため、公園として都市計画に定める。

11

2 (3) 都市計画に定める事項

■ 都市計画に定める事項（都市計画法 第11条第2項）

定める事項	内容
種類	公園
名称	8・4・1号明治記念大磯邸園
位置	中郡大磯町東小磯字海辺 及び西小磯字稻荷松
区域	(計画図 参照)
面積	約5.4ha
公園の種別	特殊公園(※)

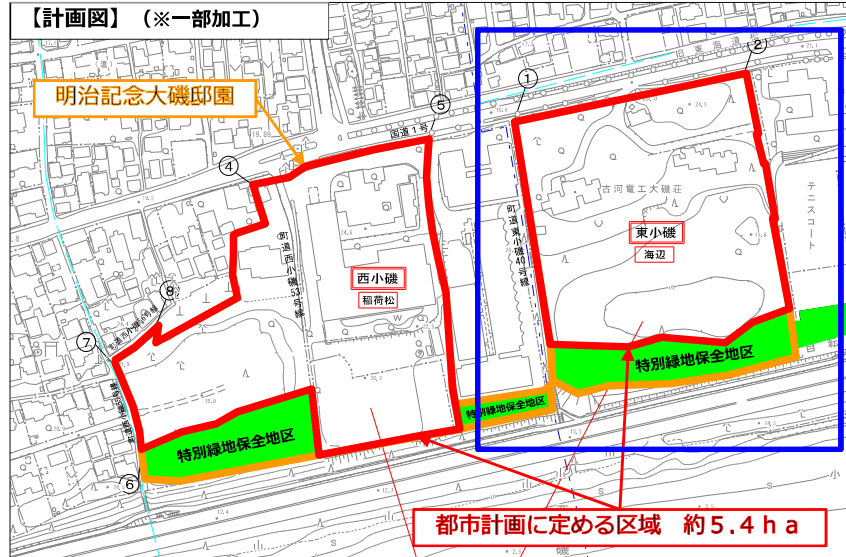
※ 特殊公園

風致公園、動物公園、植物公園、歴史公園など、その設置目的に応じて配置する公園

12

2 (3) 都市計画に定める事項

■ 都市計画に定める事項 (都市計画法 第11条第2項)



13

2 (3) 都市計画に定める事項

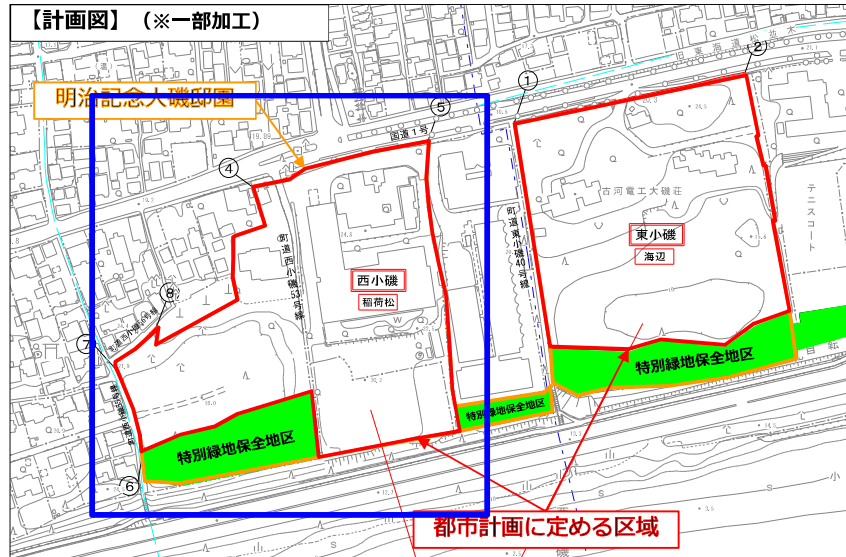
【計画図】 (※一部加工)



14

2 (3) 都市計画に定める事項

■ 都市計画に定める事項 (都市計画法 第11条第2項)



15

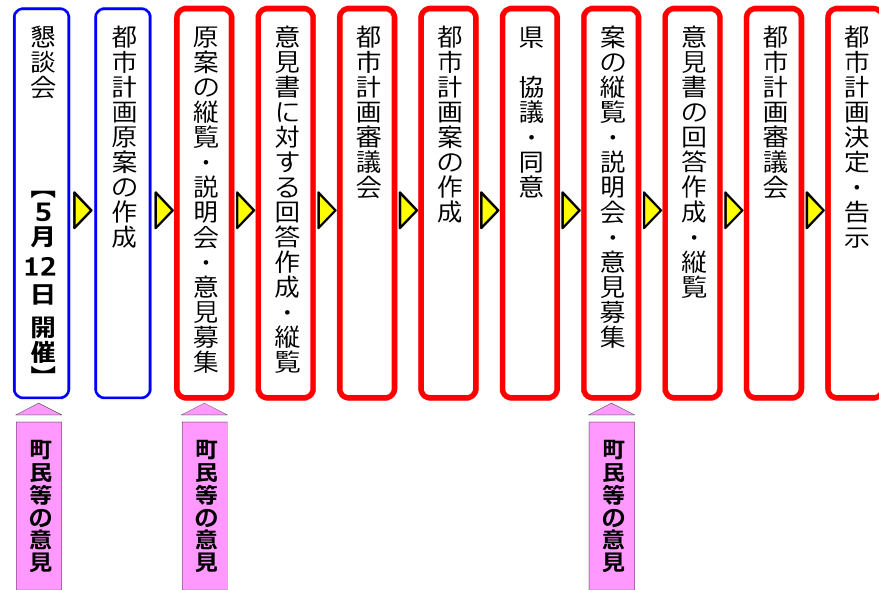
2 (3) 都市計画に定める事項

【計画図】 (※一部加工)



16

2 (4) 今後の手続きについて



17

2 (4) 今後の手続きについて

■都市計画原案の縦覧

- 縦覧期間：平成30年7月18日（水）～8月14日（火）
- 縦覧場所
 - ・町民情報コーナー（町国府支所）
 - ・都市計画課窓口（町本庁舎2階）
- 縦覧図書
 - 〔法定図書〕総括図、計画図、計画書、理由書、公図の写し
 - 〔参考図書〕経緯書、都市計画を定める土地の区域が記載された図書
施設配置イメージ図

■都市計画原案に対する意見募集

- 募集期間：平成30年7月18日（水）～8月14日（火）
- 提出方法：所定の様式により持参または郵送により提出
 - ※ 様式は、町都市計画課HPからダウンロードできます。
 - また、都市計画課窓口でもお渡ししています。

ご意見の受付は、上記の期間・方法・様式でのみとなりますので、ご了承ください。

18

2 (4) 今後の手続きについて

■意見書の郵送先・町都市計画課HP

- 意見書の郵送先
〒255-8555 大磯町東小磯183
大磯町 都市計画課 都市計画係 宛て
- 町都市計画課HP
（ページ『明治記念大磯邸園に係る都市計画手続きについて』）
町HPにて『明治記念大磯邸園』と検索
（町HP：<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/>）
- 町都市計画課 問い合わせ先
町都市計画課 都市計画係り
0463-61-4100（内線243）

19

本日の説明内容

- 1 明治記念大磯邸園について
- 2 都市計画の原案について
 - （1）都市計画を定める者と定める目的
 - （2）都市計画に定める理由
 - （3）都市計画に定める事項
 - （4）今後の手続きについて
- 3 明治記念大磯邸園の整備に係る検討状況
 - （1）明治記念大磯邸園 整備の流れ
 - （2）基本計画の策定スケジュール
 - （3）基本計画の検討状況

20

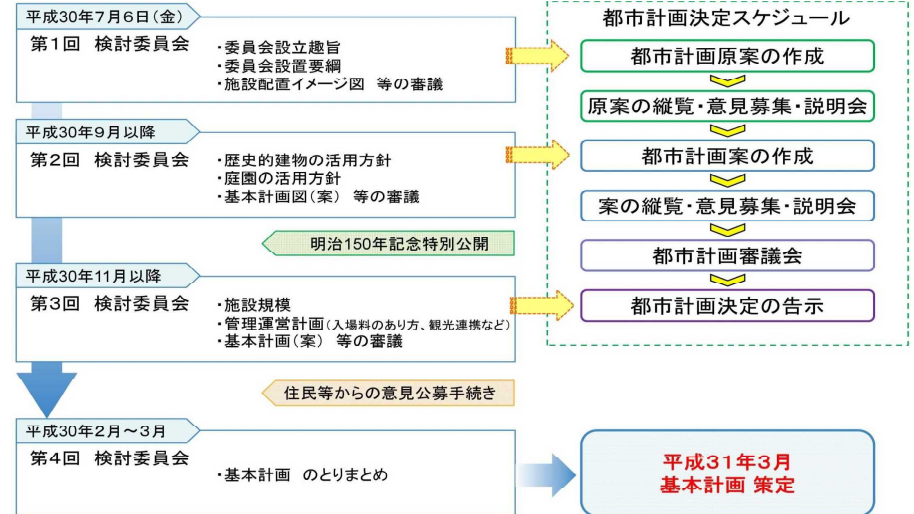
3 (1) 明治記念大磯邸園 整備の流れ



21

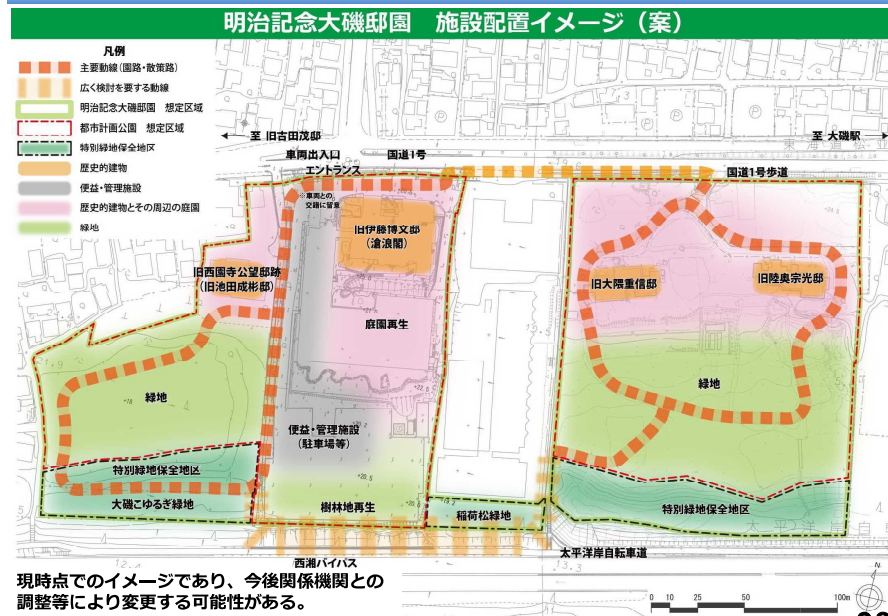
3 (2) 基本計画の策定スケジュール

『明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会』 検討スケジュール



22

3 (3) 基本計画の検討状況



23

いただいた主なご意見

- 明治記念大磯邸園の整備、管理・運営に係る内容について
- 隣接住民の環境や防犯、プライバシー等への配慮
- 隣接中学校の防犯への配慮
- 区域南側の東西を結ぶ動線として太平洋岸自転車道の活用
- 滄浪閣海側への連続した緑地の配置
- 国道1号からの景観への配慮
- 吉田邸を含めた一体的な運用のため回遊手段・交通手段の整備
- 渋滞緩和や交通安全への対策の検討

24

いただいた主なご意見

■ 邸園区域・都市計画公園区域について

- 隣接緑地・町道などを区域に含め、公園として整備・管理
- 大磯中学校のブロック塀などを区域に含めて景観に配慮し改修

■ 役割分担・財政負担

- 国・県・町の役割分担、町財政負担の早期決定

■ その他

- 町民意見の反映
- インターネット・SNS等を活用した情報の発信